日調連発第１４５号
平成２５年８月２２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費税転嫁対策特別措置法のリーフレットの送付について

平成25年10月1日から消費税転嫁対策特別措置法が施行されることに関連して、法務省民事局民事第二課から、別添リーフレットの送付を受けましたので、貴会会員へ周知を図っていただく際に、ご活用くださいますようお願いします。

別添

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は，平成25年10月1日から施行されます（同法は，平成29年3月31日まで適用されます。）。政府としては，この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

Ⅰ　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について，消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
①　減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが，消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
②　買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で，消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③　購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④　税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤　報復行為	転嫁拒否をされた事業者が，①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に，取引の数量を減らしたり，取引を停止したりするなど，不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，公正取引委員会が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅰに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471（代表）

Ⅱ　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について，消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
①　取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
②　取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③　消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため，消費者庁，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，消費者庁が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅱに関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

Ⅲ　価格の表示に関する特別措置

（1） 平成25年10月1日以降，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から，表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば，「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から，上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

（例１）値札，チラシ，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において，商品等の価格を次のように表示する

○○円（税抜）	○○円（税抜価格）	○○円（本体価格）	○○円＋税

（例２）個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し，別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，明瞭に，「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

（2） 事業者が，税込価格に併せて，税抜価格を表示する場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課　03－3581－4111(代表)
Ⅲ(2)に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800(代表)

Ⅳ　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした，事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。）。

（1）転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

（例１）事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に，消費税額分を上乗せすること

（例２）消費税額分を上乗せした結果，計算上生じる端数について，切上げ，切捨て，四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは，適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※ 転嫁カルテルについては，参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額（会社）	又は	常時使用する従業員数（会社又は個人）
製造業，建設業，運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

（2）表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

（例１）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

（例２）税率引上げ後の価格について，「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471(代表)

2013.6.20